平成26年度第3回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所		平成 27 年 1 月 9 日(金) パレス神戸 2 階 中会議室
表女	細	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員) 池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科准教授) 大搗 幸男 (弁護士) 東 恭子 (公認会計士)

議題 再苦情申立てがあった案件の審議

北播磨県民局(加東土木事務所)発注 「三木総合防災公園 球技場人工芝更新工事」

再苦情申立ての概要

本件工事について、指名競争入札になり、当社が選定されなかった規準が明確でない。

- (1) 指名選定理由表に「ロングパイル人工芝施工実績業者から選定」とあるが、当社は平成 25 年度に神戸市発注に係るロングパイル人工芝の施工実績がある。当社のコリンズの表 記の仕方が悪かったとするならば、本件工事に係る入札参加業者の「新井組、竹中土木、 大成建設、清水建設」は、コリンズ上でロングパイル人工芝の施工実績があったのか。
- (2) 「同種工事指名実績業者から選定」とあるが、当社の上記施工実績は「同種工事」ではないとの判断か。
- (3) 施工実績のない地元業者は永遠に参加できないのか。「地元育成」「地元保護」の観点を加えることはできないのか。営業所を有していない業者も入札に参加しているが、県納税業者が選考から外れることについて、規準が明確でないと感じる。

委員からの質問・意見	質問・意見	回答	
それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による審議の結果	本件において、北播磨県民局長による指名選定については概ね妥当で あり、再苦情申立ては認められないと判断する。		

議題	質問 · 意見	回 答
1	再苦情申立てがあった案件について	
	・発注の原則は一般競争入札ではないのか。本件において、そもそも指名競争入札をするべきではなかったのではないか。	・県の発注基準によれば、本件の契約予定金額においては、制限付き一般競争入札で実施すべきものである。しかし、特殊な工事で県内に施工能力を有する企業が少ない場合等においては、コリンズ(工事実績情報システム)で業者の施工実績を把握した上で、県外にも範囲を拡げ指名競争入札を行うことは一般的である。
	・当該球技場の人工芝を当初に整備した平成 17 年度の工事についても、「ロングパイル人工芝」に関するものだったのか。また、発注の方式は何だったのか。	・当時の整備工事についても、「ロングパイル人工 芝」に関するものだった。また、当時の発注方式 についても、「ロングパイル人工芝」の施工実績 を調べた上、当該実績のある業者の中から、指名 競争入札により実施した。
	・「ロングパイル人工芝」と普通の人工芝は違うのか。	・全く違う。「ロングパイル人工芝」は、球技場等に用いられる、毛足が6cm ほどの長い人工芝であり、敷設した後、充填砂やゴムチップを散布する等の工程を経て完成させる。一方、普通の人工芝は、毛足の短い人工芝の付いたシートを貼るだけである。このように施工手順が全く異なるため、発注者としては、業者の施工実績が「ロングパイル人工芝」か普通の人工芝かについては、非常に注意する。
	・発注者がコリンズで業者の施工実績を調べることを、業者は知っているのか。	・コリンズはそもそもそのためのシステムであり、 業者も知っている。業者にとっては、自らの施工 実績を広告するツールにもなっている。
	・コリンズには、業者が自ら施工実績を登録するのか。	・発注者の確認を得た上で、業者が自ら登録する。 なお、本件の申立人は、苦情申立て(11月20日) 後の11月25日に、コリンズ上の自らの施工実績 を、当初に登録した「人工芝」から「ロングパイ ル人工芝」に訂正の上、再登録している。
	・指名業者 15 者はすべて、コリンズで検索したのか。	・コリンズにより「ロングパイル人工芝」の施工実 績のある業者を検索した結果、13 者を選定し、 残る2者については、当初の整備工事の入札の際 に指名した実績のある業者の中から、規模の大き なものの順に選定した。 なお、「新井組、竹中土木」は前者に該当し、「大 成建設、清水建設」は後者に該当する。
	・発注に際し、県内業者育成の大前提は守られてい るのか。	・当然守っている。発注基準のとおり、県内業者による制限付き一般競争入札により実施しようと試みたが、コリンズで調査した結果、県内業者で十分な参加者が見込めなかったため、県外業者も含めて、指名競争入札としたものである。なお、申立人については、コリンズに単に「人工芝」と登録するのみであったために、発注者において検索できず、申立人の施工実績を知りえなかっただけである。
	・申立人の施工実績は、「ロングパイル人工芝」に 関する「同種工事」ではないのか。	・「同種工事」であると認められる。ただ、申立人 のコリンズへの登録内容によって、コリンズによ る検索から漏れてしまったものである。

- ・申立人の施工実績は、指名選定理由表における「同 種工事指名実績」に該当しないのか。
- ・指名選定理由表における「同種工事指名実績」という書き方では、説明が不足しており、わかりにくい。「指名実績」とは、平成17年度における当該球技場の「ロングパイル人工芝」の整備工事に係る北播磨県民局による指名実績である旨明示した方がよい。
- ・「同種工事指名実績」とは、平成17年度における当該球技場の「ロングパイル人工芝」の整備工事に係る北播磨県民局による指名実績のことを言っている。よって、当該実績に該当しない。
- ・入札参加者審査会においては、当該理由表に基づき、口頭で説明しているが、確かにこれだけを見ると十分ではなかった。理解されるよう文言を追加する。